

②スマート農業技術の導入への支援

事業費：
1億900万円



- 人手不足の中での規模拡大にはスマート農業技術の活用が不可欠だが、スマート農業機械が高価
- 規模拡大等の取組と併せて、スマート農機を導入購入・リースする場合等の取組経費を助成

<事業概要>

対象者	規模拡大や大区画化、新たな栽培方法に取り組む地域計画に位置付けられた認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織や農業支援サービスに取り組む者・組織
対象要件	①<u>スマート農業技術の導入計画を策定</u>（スマート農業プランナー育成研修の<u>受講を推奨</u>） ②<u>規模拡大</u>、大区画化、新たな栽培方法の導入のいずれかに<u>取り組むこと</u> ③<u>地域の担い手支援チームから推薦</u>を受けること ※要件を満たせば採択されるものではありません。審査を行います。
対象経費	・スマート農業技術・機械の購入・リース費用 ・ほ場の大区画化施工に係る経費や新たな栽培方法を導入するためにスマート農機と同時に使用する機械（アタッチメント）に係る経費 ※詳細、別紙
補助額	最大2,000万円（最長3年間[スマート農機を導入して1作以上作付け]） 補助率：2/3 ※新たな担い手の確保・育成に取り組む農業者・組織については、補助率3/4 ※国補助事業を活用する場合は、国事業と合わせて補助率2/3以内または3/4以内



自動運転トラクター
（2,000～3,000万円）



自動操舵システム
（100万円）



水管理システム
（860万円/3ha）
※20万円/台

②スマート農業技術の導入への支援



<補助対象経費>

- ①機械費(購入費またはリース費) ②ほ場整備費(大区画化に必要な作業委託費等)
- ③借上費(通信機器や機械の借上費用)
- ④情報通信費(システム導入やソフトウェア契約に係る費用、通信費)
- ⑤研修受講料(事業実施に必要な研修の受講費 例ドローン操縦講習費)
- ⑥役務費(機械の加工・改良費用) ⑦保険料(導入機械に係る保険料 ※傷害保険NG)
- ⑧情報発信費(サービス周知のためのチラシ等)

【補助対象外】

- ・PC、タブレット、ネットワーク機器、軽トラック等の汎用性の高い機器や自動車
- ・事業を実施する上で必要と認められない経費、実施したことを証明できない経費 等

<審査の考え方>

- ・**取組ポイント**と取組内容を**審査員が総合的に評価**して採択を決定
- ・取組ポイントは、規模拡大・大区画化・新たな栽培方法の導入の取組面積の割合や、中山間地域での営農割合、労働生産性の増加量(1人当たりの作業面積)、広域性などをポイントで評価
- ・審査では、取組の実現性、取組による利益の増加、取組の地域への波及効果等を評価